相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市一部二三〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大森　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

鳥取県米子市万能町一九一番地　田後ビル一階　相続財産管理人　廣谷　栄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県江津市渡津町三二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　藤田　正也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

島根県江津市都野津町二二八九番地、事務所島根県江津市都野津町一八九一番地木原司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　木原　聖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市土居二三四七番地、最後の住所岡山県美作市土居二五七一番地二　被相続人　亡　内海　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

岡山市北区天神町六番四八号　相続財産管理人　弁護士　土居　幸徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知市中水道一一一番地一、最後の住所高知市朝倉戊五七〇番地八　被相続人　亡　田所　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

高知市小津町八番一二号　相続財産管理人　勢田　博之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府箕面市桜ケ丘二丁目一三二番地二、最後の住所福岡市早良区荒江二丁目二五番一〇号　被相続人　亡　則武　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

事務所福岡市中央区大名一丁目一五番三〇号天神ミーズビル四〇三号　相続財産管理人　司法書士　森　亜由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市大字中判田一五番地の四五　被相続人　亡　藤本　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月十三日

大分市明野南三丁目八番六号　相続財産管理人　弁護士　工藤　隆

無縁墳墓等改葬公告

景観整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改装することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年一月十三日

一、墳墓等の所在地　石川県小松市一針町卯一番地の二外

一、墳墓等の名称　一針町共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行なおうとする者　石川県小松市一針町レ五四番地の一　一針町町内会長　南野一之

無縁墳墓等改葬公告

墓地廃止のため無縁墳墓等について改装することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改装することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年一月十三日

一、墳墓等所在地　大分市大字皆春字北ノ浦一〇八九番一

一、墳墓等の名称　なし

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　大分市大字宮河内四五〇五番地の一　椎原　輝男

任意清算公告

当社は、平成二十三年十一月二十二日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年一月十三日

沖縄県沖縄市安慶田四丁目一五番二八号　合名会社大山タクシー　代表社員　中根　栄喜

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年1月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①合同会社白虎アセット　②東京都知事(1)87224　③代表社員　一般社団法人背振管財　職務執行者　島村大也　④東京都港区赤坂一丁目11番44号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂一丁目11番44号　合同会社白虎アセット　代表社員　一般社団法人背振管財　職務執行者　飯山英輝

①アール・ピー・ディー・ワン有限会社　②東京都知事(1)87729　③取締役　粕谷義和　④東京都港区赤坂一丁目11番44号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂一丁目11番44号　アール・ピー・ディー・ワン有限会社　取締役　粕谷義和

代表特定社債権者における決定認可公告

ＳＣＧ１９特定目的会社が発行したＳＣＧ１９特定目的会社第一回物上担保付特定社債（適格機関投資家限定）の代表特定社債権者であるユーロハイポ・ジャパン株式会社が平成二十三年十二月五日行った左記決定について平成二十三年十二月十五日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十三年（ヒ）第四七五号）がありましたので公告いたします。

記

ＳＣＧ１９特定目的会社、ＤＢ信託株式会社、SCG19 Cayman L.P.、SCJREP IV Cayman I, Ltd., Japan Branch及び株式会社ＳＣＧ１９マスターリースの合意により、同当事者間の平成二十一年十二月二十二日付信託契約（信託証書）を変更して、担保付社債に係る担保である優先出資質権の質権対象優先出資であるSCG19 Cayman L.P.の保有する第二号優先出資を十三万四千五百十四口から十三万二千五百五十四口、SCJREP IV Cayman I, Ltd., Japan Branchの保有する第二号優先出資を十三万九千九百九十六口から十三万七千九百五十六口とする。

平成二十四年一月十三日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号　ＳＣＧ１９特定目的会社　取締役　石田　泉